

# 金融庁業務継続計画

(首都直下地震対応編)

平成20年6月30日

金融庁

(平成22年8月13日改定)

## はじめに

### 1. 背景と位置付け

近年、大地震や感染症(SARS、新型インフルエンザ等)といった危機への警戒が高まっている。こうした中、そのような危機が発生した場合においても、我が国経済の基礎インフラである金融システムの機能を維持することは、ますます重要となっている。こうした観点から、金融庁では、災害発生時等における一般的な業務継続体制については、「金融庁防災業務計画」(平成 20 年6月改定。以下、「防災業務計画」という。)において既に整備を行っているところである。また、金融機関等に対しても、監督指針において業務継続体制(Business Continuity Management:BCM)の構築を求めているほか、各業界と緊密に連携しつつ、金融セクター全般の業務継続体制の整備の促進に努めているところである。

災害時における金融システムの機能維持の重要性については、中央防災会議において決定された「首都直下地震対策大綱」(平成 17 年9月)においても、“発災直後の特に3日間程度の応急対策活動期において継続性を確保すべき首都中枢機関”として、中央省庁と並んで経済機能(中央銀行(日本銀行本店)、主要な金融機関及び決済システム、それぞれのオフィス・電算センター)が挙げられているところである。また、そのような経済機能について、“重要な金融決済機能を当日中に復旧させる体制をとれるように”し、“金融決済に関わる重要なアナウンスを国内外に発信し、日本の金融決済機能に対する信用不安を軽減する役割を果たす”ことが求められている。

金融庁では、首都直下地震対策の一環として各省庁毎の計画を策定することとされたことを受け、これまでに構築してきた業務継続体制を基に、任務の遂行に不可欠な業務の継続性を確保するとともに向上を図るため、平成20年6月「金融庁業務継続計画(首都直下地震対応編)」(以下、「本計画」という。)を策定し、首都直下地震発生時における金融庁の基本的考え方及び必要な対応等を具体的に定めた。本計画は、特定の災害に焦点を置き、事務フロー等の具体的な業務継続体制を定めたものであり、一般的な業務継続体制を定めた防災業務計画を補完するものである。

本計画の公表は、金融機関等による業務継続体制の整備の一助となり、ひいては、金融システム全体の災害に対する強靱性が高まることを意図するものである。

なお、金融庁は、長官以下各局幹部によって構成される「金融庁業務継続推進会議」を設置している。同会議は、金融庁業務継続計画の策定及び見直しの際に開催し、同計画の審議を行う。

## 2. 業務継続の基本方針

想定災害等発生時において金融システムの機能の維持を図るべく、下記の方針に基づいて、業務継続に向けた取組を進めていく。

- ① 国民の金融資産の保全を図り、国民生活や民間の金融・経済活動が中断する事態をできるだけ避け、その早期回復に努める。
- ② 金融庁の業務継続性の確保のため、金融庁職員の安全を確保し、必要な執行体制を整備した上で、適切に行政資源を配分する。

## 3. 本計画の構成

本計画は以下の通り、全5章で構成する。

### 第1章 適用範囲、想定する災害・被害等

本計画において想定する災害の規模や被害想定、本庁舎や公共交通機関、本庁舎に係るライフラインの状況について記述

### 第2章 実施・継続すべき優先業務

想定する災害の発生時においても、金融庁として優先して実施・継続すべき業務の概観及び基本的考え方について記述

### 第3章 非常時優先業務を実施・継続するための執行体制の確保

上記業務を実施・継続するにあたり、必要な要員等の人的資源に関し、執行体制を確保するための方針や権限の委任に対する考え方について記述

### 第4章 非常時優先業務を実施・継続するための執務環境の確保

上記業務を実施・継続するにあたり、本庁舎・施設の被害・対策等の物的資源に関し、執務環境を確保するための取組について記述

### 第5章 教育・訓練及び計画の見直し

災害対応の実効性を高めるための、本計画の見直しに関する方針や、平時における職員に対する研修・訓練について記述

なお、本計画に定める事項のほか、第2章に掲げる非常時優先業務の実施手順や外部連絡先、当該業務に従事する非常時参集者等を定めた非常時優先業務マニュアルを整備する。また、これらの業務に精通した者が当該業務に従事できない場合に備え、同マニュアルの内容を極力詳細に記述することにより、要員の代替性を高め、ひいては業務遂行の実効性の向上を図る。

# 金融庁業務継続計画

## (首都直下地震対応編)

### (目次)

第1章 適用範囲、想定する災害・被害等	1
第1節 適用範囲	1
第2節 想定災害	1
第3節 被害想定	1
第4節 周辺環境想定	2
第2章 実施・継続すべき優先業務	4
第1節 実施・継続すべき優先業務の抽出にあたっての考え方	4
第2節 非常時優先業務	5
第3節 非常時優先業務以外の業務の取扱い	10
第3章 非常時優先業務を実施・継続するための執行体制の確保	11
第1節 非常時参集要員の指定	11
第2節 権限委任	11
第3節 職員の参集可能性の確認	12
第4節 想定災害発生時における職員の行動及び想定災害発生に備えた取組	12
第4章 非常時優先業務を実施・継続するための執務環境の確保	15
第1節 帰宅困難者への対応	15
第2節 これまでの取組	15
第3節 今後の取組	16
第5章 教育・訓練及び計画の見直し	17
第1節 教育・訓練等	17
第2節 計画の見直し	17

## 第1章 適用範囲、想定する災害・被害等

### 第1節 適用範囲

本計画の適用範囲は、次節で述べる想定災害(首都直下地震)とする。

但し、第5章第2節に記載のとおり、毎事務年度行う本計画の見直しの中で、異なるタイプの災害に拡大していくことを今後検討する。

なお、当面の間、想定する首都直下地震以外の災害についても、必要に応じて本計画を準用することとする。

### 第2節 想定災害

本計画の前提となる想定災害は、中央防災会議「首都直下地震対策専門調査会」報告に基づき、「東京湾北部地震(M7.3、東京23区の最大震度6強)」が以下の2つの状況で発生した場合を想定する。

- ① 就業時間外の場合：日曜の夕方18時、風速15m
- ② 就業時間内の場合：平日の夕方18時、風速15m

### 第3節 被害想定

前節の災害が発生した場合に想定される首都圏の被害状況は、同報告書に基づき以下の通りとする。

- ・ 死者：約1.1万人。負傷者：約21万人(うち重傷者約3.7万人)
- ・ 帰宅困難者：約650万人(東京都で発生する帰宅困難者数は約390万人)
- ・ 避難者：1日後 約700万人(うち避難所生活者約460万人)  
1ヶ月後 約410万人(うち避難所生活者約270万人)
- ・ 建物全壊：約85万棟(うち火災焼失約65万棟)
- ・ ライフライン施設被害による供給支障(想定災害発生1日後)
  - 電力 約160万軒<12.9%>
  - 上水道 約1,100万人<33.3%>
  - ガス 約120万軒<19.0%>
  - 通信 約110万回線<9.3%>

※ 上記<>内の数値は東京都内における支障率を表す。

## 第4節 周辺環境想定

想定災害発生時における周辺環境(本庁舎、公共交通機関、本庁舎に係るライフライン等)の状況は、上記専門調査会報告書及び関係各先より聴取した結果に基づき、以下のように想定。

### (1) 本庁舎(中央合同庁舎第7号館(西館))

本庁舎は、建物に作用する地震力を低減させる制震構造を有しており、概ね震度6強程度までの耐震性能が確保されている。従って、想定災害発生時において、本庁舎に大きな物的損傷は発生せず、本庁舎で継続して業務が遂行できるものと想定。

### (2) 公共交通機関(鉄道)

想定災害発生後3日間、公共交通機関は途絶するものと想定。

### (3) 本庁舎に係るライフライン等

#### ① 電力関係

想定災害発生後2日間程度は外部からの商用電力供給が途絶するものと想定。但し、本庁舎においては、商用電力の供給が停止した場合に備え、非常用発電設備を有しており、現在、72時間連続運転可能な燃料を備蓄している。従って、想定している商用電力の途絶の間も、本庁舎における電力利用は可能。

なお、非常用発電設備は、商用電力の供給が停止した場合に自動的に起動する。非常用発電設備を使用した場合における電力を利用した各設備の状況は以下のとおり。

- (i) 照明 : 庁議室等、階段は全灯、一般事務室は1スパン(6.4m×6.4m)1灯、廊下は全灯数の1/2～1/3が点灯。
- (ii) セキュリティ : 防犯キーボックス、防犯センサーは全て稼動。
- (iii) 共用設備 : 共用サーバ、庁内LAN回線、電話交換機、一部のエレベーター(半数程度)等の共用設備は使用が可能。
- (iv) OA機器 : PC、プリンター等のOA機器の一部は、各執務室に設置されている非常時OAタップに接続することで使用が可能。

#### ② 固定電話

構内電話交換機は、本庁舎と同等の耐震性を有しており、非常用発電設備

からの電力供給も確保されるため、使用可能。このうち、内線電話については通常どおりの利用が可能なものと想定。他方、外線電話・FAXについては、想定災害発生後1週間程度輻輳によりつながりにくくなると想定。もっとも、災害時優先電話<sup>(注)</sup>については、発信に関して、通常に近い形での利用が可能なものと想定。内閣府及び内閣官房との緊急連絡用の防災電話及び防災FAXは、通常通りの使用が可能なものと想定。

(注) 災害時優先電話は、災害対策本部となる会議室のほか、監督部局等、想定災害発生時において対外的に連絡を取る必要性が高い部署を中心に設置。

### ③ 携帯電話

想定災害発生後1週間程度、輻輳によりつながりにくくなると想定。携帯メール等のパケット通信は利用が可能なものと想定。衛星携帯電話についても、通常通りの利用が可能なものと想定。

### ④ インターネット

想定災害発生後6日間程度、通信回線の断線等が発生するため使用不可と想定。

### ⑤ 上下水

(i) 上水 : 想定災害発生後3日間程度、外部からの供給が途絶するものと想定。もっとも、この間、中央合同庁舎第7号館(西館)の利用者(約2,000名)の22.4日分程度が受水槽に備えられているため、上水の利用は可能なものと想定。

(ii) 中・下水 : 想定災害発生後3日間程度、外部からの供給が途絶するものと想定。トイレ洗浄水(雑用水)が、中央合同庁舎第7号館(西館)の利用者の6.0日分程度が受水槽に備えられている。また、汚水は排水調整槽に同利用者の7.0日分程度が貯留可能。従って、供給途絶の間も中・下水の利用は可能なものと想定。

## 第2章 実施・継続すべき優先業務

### 第1節 実施・継続すべき優先業務の抽出にあたっての考え方

金融庁としては、想定災害発生時においても、金融システムの機能の維持に努めていく必要がある。他方で、先に述べたように、ライフラインの機能が想定災害発生後に大幅に低下するため、本庁舎の設備機能も大幅に低下し、業務遂行に支障が生じることが考えられるほか、本庁舎における職員の収容力にも制約が生じてくる。さらに、就業時間外においては、公共交通機関に多大な被害が生じ、道路の変形・火災の発生・建物の倒壊等により歩行による本庁舎への参集も困難な中、業務に着手できる職員は非常に限られることが予想される。

そこで、こうした行政資源の制約を踏まえ、想定災害発生時において金融庁が行うべき業務を、真に実施・継続が必要であると考えられる最小限の業務(非常時優先業務)に限ることとする。この非常時優先業務については、防災業務計画において規定しているが、本計画策定時に改めて、内閣府のガイドライン(「中央省庁業務継続ガイドライン」)に基づき、非常時優先業務を見直している。

具体的には、金融庁が所掌する業務及び想定災害発生時における特有の業務を全て洗い出した上で、その停止・未実施による社会への影響度を5段階(レベルⅠ～レベルⅤ)で評価し、想定災害発生後2週間以内に中程度の影響(対象とする目標レベルに対象時間まで到達しなかったことにより社会的影響が発生する。社会的な批判が一部で生じ得るが、過半の人はその行政対応は許容可能な範囲であると理解するレベル)が生ずると見込まれる業務を、非常時優先業務として抽出した。

さらに、金融庁では、こうした非常時優先業務に中程度の影響が発生すると見込まれる時間を、当該業務の「目標時間」として設定する。被災の状況にもよるが、遅くとも目標時間までに各業務を遂行することで、多大な社会的影響が発生することを抑制し、もって金融システムの機能の維持に努めていく。

<参考 : 社会への影響度の評価区分>

#### レベルⅠ:影響は軽微～

対象とする目標レベルに対象時間までに到達しなかったことによる社会的影響はわずかとどまる。ほとんどの人は全く影響を意識しないか、意識をしてもその行政対応は許容可能な範囲であると理解する。

#### レベルⅡ:影響は小さい～

対象とする目標レベルに対象時間まで到達しなかったことにより若干の社会的影響が



発生する。しかし、大部分の人はその行政対応は許容可能な範囲であると理解する。

#### レベルⅢ：影響は中程度～

対象とする目標レベルに対象時間まで到達しなかったことにより社会的影響が発生する。社会的な批判が一部で生じ得るが、過半の人はその行政対応は許容可能な範囲であると理解する。

#### レベルⅣ：影響は大きい～

対象とする目標レベルに対象時間まで到達しなかったことにより相当の社会的影響が発生する。社会的な批判が発生し、過半の人はその行政対応は許容可能な範囲外であると考えられる。

#### レベルⅤ：影響は甚大～

対象とする目標レベルに対象時間まで到達しなかったことにより甚大な社会的影響が発生する。大規模な社会的批判が発生し、大部分の人はその行政対応は許容可能な範囲外であると考えられる。

## 第2節 非常時優先業務

上記により抽出した非常時優先業務は、以下のとおり、「災害時に実施すべき応急業務」と、これらの業務を遂行する上で必要な「内部管理に関連した業務」に分けられる。

### (1) 災害時に実施すべき応急業務

#### ○ 災害対策本部に係る業務

防災業務計画上、想定災害である震度6強以上の地震が発生した場合、金融庁における災害対応の取りまとめを行う金融庁災害対策本部(以下「災害対策本部」という。)を想定災害発生後即時に立ち上げる。災害対策本部の機能を確保するため、以下の業務を開始する。

- － 災害対策本部の設置・運営に関する庶務
- － 庁内で収集した金融市場・金融機関等の被災状況に関する情報の集約・整理
- － 外部連絡先(政府災害対策本部・財務省・日本銀行)との連絡・調整
- － 職員の参集・配置に関する総合調整

#### ○ 金融市場等における状況の確認に係る業務

金融機関、取引所、清算機関等から、主要金融市場の状況、取引所や清算機関等の被災状況や業務への影響等を聴取し、災害対策本部へ報告する。金

融機関、取引所、清算機関等との間では、それら機関の窓口と複数の連絡先を事前に交換し、連絡体制の複線化を図るほか、関係者間で構築しているBCPウェブサイトを活用し、情報源の多様化を図る。また、災害対策本部においても、関係先との間で主要金融市場の状況について情報を共有するように努める。

(注)「首都直下地震応急対策活動要領」(平成18年4月)においては、官邸に設置される緊急災害対策本部に対して、金融庁が速やかに通報する事項として、社会的混乱に関する情報(金融状況を含む。)が挙げられている。

(金融市場等の状況を聴取する対象先)

- ・ 金融商品取引所、清算機関等
- ・ 主要行等
- ・ 金融商品取引業者等

(聴取する内容)

- ・ 金融市場の状況
- ・ 取引・決済の状況
- ・ 取引所、清算機関等の被災状況

#### ○ 金融機関における状況の確認に係る業務

金融機関から、各金融機関の被災状況や業務への影響等を聴取し、災害対策本部へ報告する。金融機関との間では、それら機関の窓口と複数の連絡先を事前に交換し、連絡体制の複線化を図るほか、関係者間で構築しているBCPウェブサイトを活用し、情報源の多様化を図る。

(被災状況等を聴取する対象先)

- ・ 主要行等
- ・ 地域銀行
- ・ 協同組織金融機関
- ・ 郵便貯金銀行、郵便保険会社
- ・ 保険会社等
- ・ 金融商品取引業者等
- ・ 預金保険機構、整理回収機構
- ・ 貸金業者等

(聴取する内容)

- ・ 営業所等(支店、ATM等を含む)の被災状況
- ・ 営業への影響
- ・ その他業務への影響

#### ○ 国民一般への情報発信に係る業務

収集した情報について、災害対策本部の指示に応じ、記者会見等の実施やウェブサイトへの掲載・更新を通じて、国民への情報発信を行う。

- 金融庁の運用する行政手続に係るシステムの管理・運用に係る業務(EDINET)  
EDINETシステムを維持することで、有価証券報告書等をEDINETにより受け付け、公衆縦覧に供することにより投資判断に必要な情報提供の維持を図る。

- 金融機関に対する被災者支援の要請に係る業務

被災時における復旧を支援する観点から、金融機関等の被災状況等も勘案しつつ、必要に応じて、財務局長が日銀と連名で、貸出の迅速化・貸出金の返済猶予や、預貯金の払戻しの利便を図ること等を内容とする金融上の措置の要請を金融機関に対して発出する。

- 海外当局、国際機関等への対応及び情報の伝達に係る業務

収集した情報について、海外当局等へ適切に情報を提供し、日本市場に対する海外の懸念の払拭に努める。

## (2) 内部管理に関連した業務

- 行政資源の被災状況の確認に係る業務

- ー 金融庁職員の参集可能性の確認に係る業務

想定災害発生後直ちに、「安否確認サービス」を利用し、全職員に対し、携帯電話メール等を使用した参集可能性の確認を開始する。

- ー 本庁舎・施設・災害時備蓄等の管理に係る業務

想定災害発生後直ちに、本庁舎や施設の安全確保・確認、ライフラインの状況の確認及び災害時用に備蓄している食糧等の管理・配布への準備を開始する。本庁舎の安全確保にあたっては、庁舎管理受託者との連携を図る。

- 庁内情報システムの管理等に係る業務

- ー 庁内情報システムの障害への対応に係る業務

情報システムの障害の発生状況を把握し、災害対策本部に報告する。

- ー 金融庁行政情報化LANシステムの運用に係る業務

行政情報化LANシステムの被災範囲を特定し、復旧作業を行う。

### (3) 公認会計士試験への対応

以上の業務については、通年的に非常時優先業務として位置づけられる。他方、公認会計士・監査審査会の所掌している公認会計士試験については、特定の時期（短答式試験5月下旬及び12月中旬、論文式試験8月下旬）に実施しており、その試験日の前後に想定災害が発生した場合、公認会計士試験の実施に係る業務を期間限定的に非常時優先業務と位置づける。

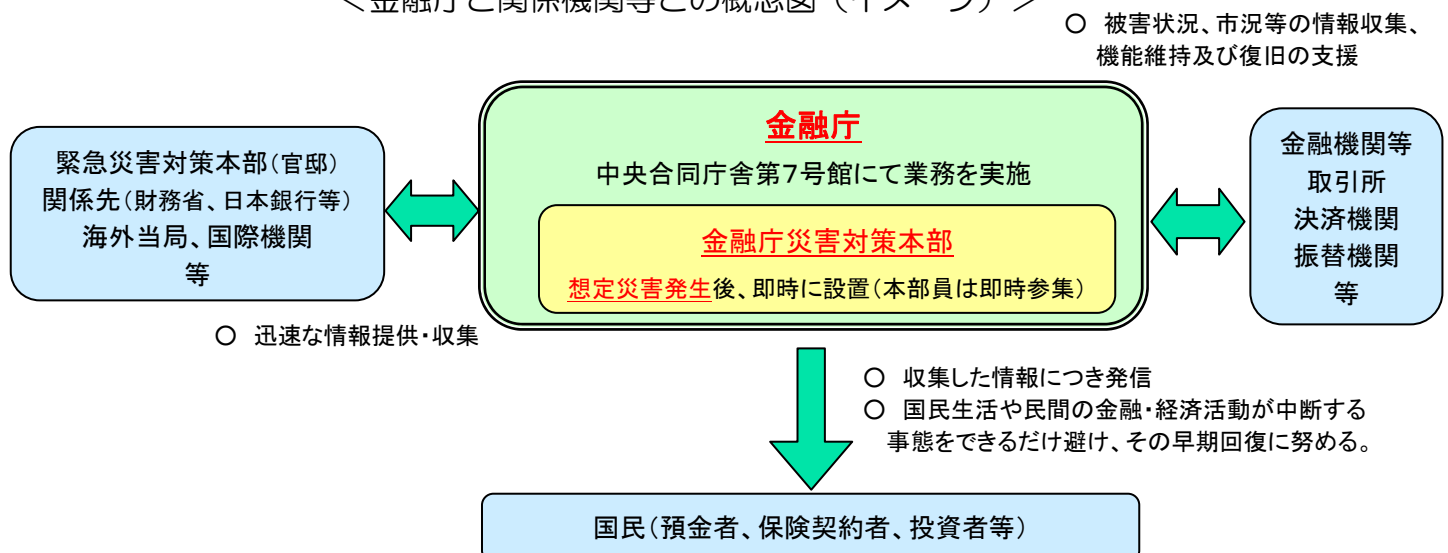
具体的には、想定災害発生の時点に応じて目標時間・対応時期を定め、試験の実施、延期又は中止の決定及び周知等に取り組むこととする。

<参考：非常時優先業務の概観>

非常時優先業務	
	内部管理関連
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 災害対策本部に係る業務                             <ul style="list-style-type: none"> <li>－ 災害対策本部の設置・運営に関する庶務</li> <li>－ 庁内で収集した金融市場・金融機関等の被災状況に係る情報の集約・整理</li> <li>－ 外部連絡先(政府災害対策本部・財務省・日本銀行)との連絡・調整</li> <li>－ 職員の参集・配置に関する総合調整</li> </ul> </li> <li>○ 金融市場等における状況の確認に係る業務</li> <li>○ 金融機関における状況の確認に係る業務</li> <li>○ 国民一般への情報発信に係る業務</li> <li>○ 金融庁の運用する行政手続に係るシステムの管理・運用に係る業務(EDINET)</li> <li>○ 金融機関に対する被災者支援の要請に係る業務</li> <li>○ 海外当局、国際機関等への対応及び情報の伝達に係る業務</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 行政資源の被災状況の確認に係る業務                             <ul style="list-style-type: none"> <li>－ 金融庁職員の参集可能性の確認に係る業務</li> <li>－ 本庁舎・施設・災害時備蓄等の管理に係る業務</li> </ul> </li> <li>○ 庁内情報システムの管理等に係る業務                             <ul style="list-style-type: none"> <li>－ 庁内情報システムの障害への対応に係る業務</li> <li>－ 金融庁行政情報化LANシステムの運用に係る業務</li> </ul> </li> </ul>

(注) 上記のほか、公認会計士試験の試験日の前後に想定災害が発生した場合には、公認会計士試験の実施に係る業務を非常時優先業務として位置づけ。

<金融庁と関係機関等との概念図(イメージ)>



### 第3節 非常時優先業務以外の業務の取扱い

上記以外の所掌業務における基本的な考え方は、想定災害発生当初は業務遂行を抑制し、その後、公共交通機関やライフライン等の復旧状況や金融庁職員の被災状況等に応じ、金融庁災害対策本部の議を経て、非常時優先業務、特に災害応急業務<sup>(注)</sup>の遂行に支障を及ぼさない範囲において、職員の安全確保や本庁舎の収容体制も念頭に置きつつ、順次、通常業務体制への復帰を目指すものとする(おおよそ、災害後(災害に伴い危機的状況が発生した場合には、その沈静化後)10営業日以内を目途とする。)

これらの業務のうち、検査及び各種届出・許認可申請の受理については、以下のような取扱いとする。

(注) 災害応急業務とは、本計画第2章第2節(1)に掲げる業務である。

#### ① 検査

想定災害発生時に金融庁検査局、証券取引等監視委員会、公認会計士・監査審査会が実施中の検査業務については、検査対象機関が被災した場合には、検査対象機関における復旧業務を優先すべき観点から、検査対象機関との協議を可能な限り経た上で、臨店・立入検査を一時的に中断することを検討する。

また、検査対象機関が被災していない場合においては、検査対象機関との協議を可能な限り経た上で、臨店・立入検査を継続するか否かを検討する。

#### ② 各種届出・許認可申請の受理等

法令に履行期限が規定されている各種届出・許認可申請に関し、災害により当該期限までに履行されなかったものの取扱いについては、「特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律(平成八年法律第八十五号)」の適用状況に応じ、対応を検討することとする。

(注) 上記法律においては、ある災害が特定非常災害として政令で指定された場合、当該災害により法令に規定されている履行期限までに義務を履行できずに行政上・刑事上の責任が問われることを猶予する必要があるときは、一定期間、不履行について免責期限を定めることができることとなっている。

### 第3章 非常時優先業務を実施・継続するための執行体制の確保

非常時優先業務については、災害対策本部において一元的に情報を集約する必要性や災害時優先電話等の設備の面での優位性を勘案し、本庁舎において基本的に執行することとする。しかしながら、業務に従事できる職員は極めて限定されることが想定されることから、前章に掲げる非常時優先業務を実施・継続するために必要な要員を確保すべく、予め非常時参集者等を指定するほか、想定災害が発生した場合における職員の対応を定めることとする。

#### 第1節 非常時参集要員の指定

非常時参集要員は、次の2つに分けられる

- ① 災害対策本部員
- ② 非常時優先業務に従事する職員(非常時参集者)

①に掲げる職員は、防災業務計画上、職名によって指定されている。これらの職員は、想定災害発生後直ちに本庁舎に参集するものとする。また、これらの職員が参集できない場合に備え、不在時における意思決定等の権限委任のあり方(後述)を定める。なお、本部員を構成する一部の幹部については、衛星携帯電話を自宅に備えており、参集できない場合であっても、災害対策本部との間の連絡手段が確保されるよう、万全を期している。

②の職員については、原則として、平時において非常時優先業務を所掌している者を指定する。これらの職員は、想定災害発生後、各業務を目標時間内に遂行できるように各自の業務遂行場所に参集するものとする。また、当該参集者が交通の状況等を理由に参集に時間を要し、当該業務を目標時間内に遂行できない場合に備え、徒歩により求められる時間内に本庁舎に参集できる者を代替要員(非常時参集予備者)として指定する。

#### 第2節 権限委任

災害の発生時においても、迅速に対応し的確に業務を遂行するために、当該業務の指揮命令・意思決定の権限を有する者は、非常時参集要員として原則参集する扱いとなっている。もっとも、状況によっては、こうした権限者が参集できず、かつ、連絡が取れない場合も考えられる。(参集できない場合であっても、連絡が取れ、指示を仰ぐことが可能な場合は、権限の委任は行わない。)こうした事態に備える

ため、想定災害発生時の権限委任については、以下の方針とする。

非常時優先業務について、権限者による意思決定が不可能な場合には、その権限は、当該業務を所掌する者のうち、予め別途各非常時優先業務マニュアルで定められる順序に従い、委任されるものとする。

なお、権限委任が課室長未満のレベルまで行われるようなケースにおいては、所属局総務課、災害対策本部と密接に連携を取り、意思決定を行うこととする。

また、文書決裁に関しては、権限者の参集の状況に関わらず、金融庁文書決裁規則の特例として、事後決裁が認められている。

### 第3節 職員の参集可能性の確認

金融庁では、民間事業者が提供する「安否確認サービス」を導入した(平成20年4月)。本サービスは、東京都(諸島を除く)、埼玉県、千葉県、神奈川県において震度5強以上の地震が発生した場合、職員(の携帯電話メールアドレス等)に対して一斉にメール配信がなされ、各職員自身の安否のほか、本庁舎への参集の可否、参集に要する時間等の情報を報告させるものである。このサービスを通じて、災害対策本部においては携帯電話、インターネット等を経由して、職員の安否状況を一覧性のある形で迅速に把握できるとともに、非常時優先業務に従事すべき者の参集の可否も相応に把握することが可能となっている。

### 第4節 想定災害発生時における職員の行動及び想定災害発生に備えた取組

#### (1) 就業時間外の場合

##### ① 非常時参集要員の行動

非常時参集要員に指定された職員は、想定災害が発生したことを認識次第、災害対策本部員については直ちに、非常時参集者については各従事業務の目標時間に応じて、指示を待つことなく本庁舎に参集するほか、参集する際に、その旨を非常時参集予備者に連絡する。

なお、非常時参集予備者は、非常時参集者より参集する旨の連絡がない限りは、想定災害が発生したことを認識次第、参集するものとする。

ただし、次の場合は参集を免除する。

- 1) 職員又は家族等が被害を受け、治療又は入院の必要がある場合



- 2) 職員の病気又は家族等の病気の看護、介護等の理由により参集困難な場合
- 3) 職員が遠隔地に出張中の場合
- 4) 参集途中において、火災等により通行できず、参集が事実上不可能な場合又は救命活動に参加する必要があるが生じた場合
- 5) 本庁舎に到着したものの、建物の倒壊・崩落等の客観的危険性が認められる場合又は室内における火災等により入室そのものが困難な場合(別の参集場所が選定された場合はこの限りではない。)
- 6) その他前各号に掲げる事由に類する場合

上記の理由により参集が困難なときは、電話、携帯電話、メール等の手段を用いることによって現在の状況などについて非常時参集予備者及び上司に連絡する。

## ② 非参集要員の行動

参集要員に指定されていない職員は、原則、別途指示があるまで本庁舎への参集は不可とし、自宅等で待機するものとするが、通信手段が途絶し非常时参集者からの指示を受けることができない場合は、非参集要員の状況が第4節に規定する参集免除規定の各項目に該当せず、かつ自らの状況を考慮し参集可能であると判断した場合に限り参集するものとする。

自宅待機の間、自宅周辺での救出・救護活動や、地域におけるボランティア等に積極的に従事することで、地域貢献を図ることが望ましい。

## (2) 就業時間内の場合

職員は、就業時間内に想定災害が発生した場合、むやみに移動せず公共交通機関の情報が明らかになるまで庁舎内で待機し、状況把握に努める。

### ① 非常时参集要員の行動

まず、家族の安否を確認する。連絡が取れない場合は、課内に家族の安否確認を行う者を指定し、その者に当該課室員の家族の安否確認を依頼する。

その後、災害対策本部員は、直ちに災害対策本部に参集し、非常时参集者は非常时優先業務に従事する。

就業時間を過ぎても家族の安否確認ができず、かつ公共交通機関の状況によ

らず帰宅できる場合については、非常時優先業務を維持する体制を確保し、上司の許可を得た上で帰宅し、家族の安否を確認する。

## ② 非参集要員の行動

帰宅困難者の大量発生により帰宅経路上での混乱が想定されることから、帰宅経路上の混乱が落ち着くか、公共交通機関についての情報が明らかになるまでの間は、原則として、家族の安否を確認し、むやみに移動せずに庁舎内で待機する。就業時間を過ぎても家族の安否確認ができず、かつ公共交通機関の状況によらず帰宅できる場合については、上司の許可を得た上で帰宅し、家族の安否を確認する。庁舎内待機中は、災害対策本部の指示に従い、庁舎内負傷者の救護活動及び執務室の復旧業務に協力するとともに、非常時優先業務の遂行に協力し、さらに余力がある場合は、庁舎周辺地域の救出・救助活動及び避難者支援を行う。

また、外出先等で被災した場合、第一に安全確保及び状況把握に努めるとともに、所属課室へ連絡を取り、状況を報告し、上司の指示を仰ぐ。

## (3) 想定災害発生に備えた取組

### ① 想定災害発生に備えた備蓄の推奨

地震の発生に備えて、各職員が必要なものを各自で用意しておくことを推奨する。特に、長時間歩くための靴(スニーカーなど)、体温調節を行うための衣服、カイロ、飲料水、非常用食料を持ち合わせておくことを推奨する。

### ② 家族の安否確認

家族の安否確認は、電話等が輻輳することが想定されるので、あらかじめ安否を確認する方法を家族で確認し訓練しておく。

被災時の安否確認方法については、通信事業者より以下のようなサービスが提供されるので参考にされたい。なお、災害時は公衆電話及び携帯電話メールが比較的つながりやすい。

- ・災害時伝言ダイヤル(171)
- ・各携帯電話会社の災害用伝言板

## 第4章 非常時優先業務を実施・継続するための執務環境の確保

第1章で触れたように、本庁舎は想定災害である震度6強までの耐震性能を有していることから、想定災害発生時においても、本庁舎において各非常時優先業務を遂行することを想定している。従って、これらの業務を円滑に遂行するためには、本庁舎の執務環境が適切に確保されることが重要である。

また、本庁舎に係る施設管理は業者に委託しており、執務環境の確保に向けて、これらの者と日常的に連携を図っていく。

### 第1節 帰宅困難者への対応

#### (1) 来訪者

想定災害発生時に本庁舎を来訪していた者については、職員と同様、安全が確認されてから庁舎外へ出てそれぞれの目的地への移動を開始してもらうものとする。それまでの間は、非常時優先業務の遂行に支障が出ないよう、ロビー等で待機してもらうこととし、事務室への立入りは制限するものとする。

#### (2) 庁舎外の帰宅困難者

職員以外の庁舎外の帰宅困難者に対しては、千代田区が指定している帰宅困難者支援場所<sup>(注)</sup>を教示する。

(注)「帰宅困難者支援場所」とは、帰宅困難者に帰宅に必要な情報や携帯食料等を提供するなどの支援を行う場所であり、千代田区では、皇居外苑、皇居東御苑、外濠公園、北の丸公園、日比谷公園、真田堀運動場が帰宅困難者支援場所として指定されている。

### 第2節 これまでの取組

#### ① 非常用備蓄品

非常用食料品及び飲料水については全職員の3日分を備蓄している。また、毛布やヘルメット等の防災用品を備蓄し、基本的な医薬品(包帯・消毒液・絆創膏)やバール・ジャッキ・ハンマー等の器具が内包されている防災キャビネット及び担架を各階に設置している。

#### ② 固定電話及び携帯電話の優先回線化

災害対策本部となる会議室のほか、監督部局等、想定災害発生時において対

外的に連絡を取る必要性が高い部署を中心に、固定電話の優先回線化を実施している。また、携帯電話についても、想定災害発生時において、連絡を取る必要性が高い職員に災害時優先回線が措置されている携帯電話を貸与している。

### ③ 什器転倒対策

各執務室において、壁に接面しているロッカー等は転倒防止対策を既に講じている。

### ④ データ(共用サーバ)のバックアップ

金融庁では、共用しているサーバのデータバックアップを日次で行っており、加えて、定期的に隔地保管を行っている。

## 第3節 今後の取組

今後、運用・整備面での充実を図っていくため、以下の対応を行っていく。

### ① 想定災害発生時における施設機能確保のための対応

施設管理を委託している業者と連携を図り、想定災害発生直後の建築構造体の点検体制及び手順、想定災害発生後の施設機能の点検体制、復旧手順、関係業者の連絡先や各担当者の役割・対応等を予め明確にすることを検討する。

### ② 業務継続を考慮した施設機能確保に向けた取組

施設機能の現状及び費用等を勘案し、計画的に施設機能の向上に向けた以下の取組を行うことを検討する。

#### 一 代替拠点

本計画においては、本庁舎が高い耐震性を有することから、想定災害発生時に本庁舎において業務を遂行することを前提としている。もっとも、本庁舎周辺の状況によっては、本庁舎自体に立ち入れない場合が考えられることから、今後、代替拠点の整備を検討する。併せて、代替拠点における業務遂行にあたっての事務フローの検討も進める。

## 第5章 教育・訓練及び計画の見直し

### 第1節 教育・訓練等

本計画策定後、その実効性を高めていくためには、平時において、金融庁職員に対する防災訓練や研修等の機会を通じ、防災の意識を高めると同時に想定災害発生時の行動への理解を深めることが重要である。

これらの観点から、年1回(9月)参集訓練を実施するほか、「安否確認サービス」に関し、携帯電話メールアドレスの登録率の向上、操作手順の周知に努め、習熟のための訓練を少なくとも年1回(8月を目途)実施する。また、全職員を対象とした本計画についての研修を行う。

このほか、非常時参集者、非常時参集予備者については、日常より、担当する非常時優先業務の習熟に努める。

### 第2節 計画の見直し

これまで述べてきた本計画に記載の内容は、金融を巡る状況の変化や金融庁の組織の変更等に伴い、絶えず見直されることが必要であり、また、本計画の見直しを行うことで、その時々状況に適応した計画にするとともに、職員の意識を深めることが重要であることから、毎年内容を見直すことを基本として、必要に応じ、適宜改定を行うことを検討する。

なお、その際には、本計画の想定する災害(第1章第2節)について、異なるタイプの災害が発生した場合の対策についても拡充するべく検討する。

また、金融庁の業務を一部委任している財務局等とは、業務継続に係る事務フローや連絡体制等について有機的な連携を図る。

(以 上)